

## 泉南アスベスト被害の早期全面解決を求める意見書

去る8月25日、大阪高等裁判所は、泉南アスベスト国家賠償請求訴訟において、不当にも大阪地裁判決を取り消し、原告の請求を棄却した。これは、アスベスト被害の原点である大阪府泉南地域の被害と国の加害の事実から目をそむけ、国民の命、健康よりも経済発展を優先させた国の責任を不問にふすものであって、許し難く、信じ難い暴挙である。

大阪府泉南地域は、約100年間にわたって石綿紡織業が発展し、戦前は軍需のために、戦後はわが国の産業発展のために石綿紡織品の生産を一手に担ってきた。ところが、国による必要な規制や対策が行われなかったことから、早くから石綿肺や肺がんなど深刻な石綿被害が生じている。泉南アスベスト被害は、わが国の経済成長を下支えするなかで、長期にわたり、泉南地域で発生した石綿被害である。

平成17年5月の提訴以来、すでに4名の原告が石綿肺から肺がんを発生するなどして死亡し、判決の日の未明にも1名の原告が亡くなっている。また、酸素吸入を手放せなくなっている原告も多数に上っている。病状の進行と高齢化の中、原告らの早期全面解決の願いはきわめて切実であり、原告ら被害者の救済は急務である。

平成22年5月の一審判決の際には、地元の市長並びに市議会を含む各界関係者から早期の全面解決が要請され、当時の厚生労働大臣が控訴断念を表明するもその後控訴となって今日に至った経緯がある。原告団、弁護団は、今回の不当判決に対し直ちに上告するとともに、引き続き、国に対し、泉南アスベスト被害の全面救済を求めて最後まで戦い抜くことを決意している。

大阪府泉南地域の被害者の高齢化、老齢化、またそれにともなう病状の進行を考える時、被害者の立場に立った速やかな対処が求められる。

よって、国及び政府に対し、石綿被害の早期全面解決を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

泉南市議会